

## 第 3 回

# 東大和市緑の基本計画改定懇談会会議録

平成 3 0 年 8 月 2 1 日

東 大 和 市

## 第3回東大和市緑の基本計画改定懇談会会議録

日 時 平成30年8月21日

午後3時00分～午後5時10分

場 所 東大和市 会議棟1階 第1・2会議室

### 委員の出席・欠席

出・欠	氏 名	出・欠	氏 名
出	金子 委員	出	岩田 委員
出	竹内 委員	出	小倉 委員
出	中尾 委員	欠	磯脇 委員
出	宮崎 委員	出	杉本 委員
出	柳田 委員	出	山崎 委員

### 事務局出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
都市建設部長	直井 亨	都市計画係長	各務 悟史
環境部長	松本 幹男	地域整備係長	梅山 直人
都市計画課長	神山 尚	緑化推進係長	菅原 雄一郎
環境課長	宮鍋 和志	都市計画係主任	原口 力哉
		計画調整係主事	有富 佑美
		コンサルタント	東日本総合計画 (株)
		(改定支援業務委託先)	

### 次第

- 1 開会
- 2 座長挨拶
- 3 議事
  - (1) 地域別懇談会の開催結果について (報告)
  - (2) 緑と水の基本方針の見直し方針案について
  - (3) 施策及び取組みの見直し案について
  - (4) その他 (今後のスケジュール等)
- 4 閉会

傍聴者 なし

○（都市建設部長） 本日はお忙しい中、第3回東大和市緑の基本計画改定懇談会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会前に事務局から庶務報告をさせていただきます。最初に4月1日付の人事異動により事務局の体制に変更が生じていますので紹介させていただきます。

○（環境課長） 環境課長の宮鍋です。よろしくお願いいたします。

○（事務局） 緑化推進係長の菅原です。よろしくお願いいたします。

○（都市建設部長） 次に、委員の出欠についてご報告いたします。磯脇委員につきましては、欠席となります。その他の委員につきましては、ご出席いただいております。

これ以降につきましては、金子座長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○（座長） ただいまから、第3回東大和市緑の基本計画改定懇談会を開会いたします。事前に次第と資料をお送りさせていただいておりますので、それを用いて進めさせていただきます。

それでは次第2の「座長挨拶」といたしまして、前年度は委員の皆さまから色々なご意見をいただきながら、緑と水の現況と課題の整理を行いました。また、アンケート調査につきましても皆さまからご意見をいただきながら、調査を実施いたしました。それを踏まえまして、将来像や取組み方針、改定の方向性をまとめました。それらを基に市の方で3月に「中間のまとめ」をとりまとめ、公表しております。今年度は、前年度に引き続き、改定の方向性を踏まえながら、計画に位置づける施策の目標等、具体的な議論を深めていきたいと考えております。委員の皆さまには忌憚のないご意見をお願いいたします。

それでは、次第に基づいて、「議事」に入らせていただきます。次第3の（1）「地域別懇談会の開催結果について」事務局から報告をお願いします。

#### 《説明：地域別懇談会の開催結果について（報告）》

○（座長） 議事の（1）「地域別懇談会の開催結果について」の報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございますか。

要点をいくつか選んで、ご報告していただきましたが、その点は今回の緑の基本計画で十分配慮していきたいということでしょうか。

○（都市計画課長） 配慮しております。後程、ご説明いたします。

○（委員） 地域別懇談会に参加した方の年齢層はどのような感じでしたか。

○（都市計画課長） 年配の方が多く見受けられました。仕事勤めが終わり、自然に興味を持つようになり、市内を散歩しているという方が多かったです。

○（委員） 年配の参加者が多いということは、年配の意見が反映されているということですが、できれば若い方も参加できるようにしていただければと思います。

- （委員） 年配の方の参加率が高いのは、日程の問題が大きいのではないのでしょうか。現役世代が参加できる休日は1回しか開催されていません。こういった事態は意見に偏りが生ずる原因になりうるということを考えていただきたいです。
- （委員） 働いている時は身の回りの緑になかなか目が向きません。家にいることが多くなる定年以降になってから、緑に目が向くようになるので、現役世代に参加してもらうのは難しいと思います。
- （委員） だからといって、今のままで良いのかということを知りたいのです。意見を聞くための地域別懇談会なので、参加しやすくなるように配慮することが大切であると思います。
- （座長） 今後、同様の取組みを行う場合には、多くの方が参加できるような日程にした方が実りのある地域別懇談会になるかと思います。  
続きまして、議事の（2）「緑と水の基本方針の見直し方針案」及び（3）「施策及び取組みの見直し案」について、事務局から一括して説明をお願いします。

《説明：緑と水の基本方針の見直し方針案について》

《説明：施策及び取組みの見直し案について》

- （座長） 議事の（2）「緑と水の基本方針の見直し方針案」及び（3）「施策及び取組みの見直し案」の説明が終わりました。ご意見、ご質問があれば承ります。
- （委員） 資料5 p.4 「C：施策の方針/施策及び取組み（見直し案）」にある「11 前川の維持・保全」について、市民から「前川は生物が生息できない状態なので、環境改善をしてほしい」という要望に応える項目となっていますが、「維持・保全」というのは「環境改善」に応えるものとして適切なのでしょうか。項目名は「11 前川の環境改善」で良いのではないのでしょうか。
- （都市計画課長） 今できる環境改善の取組みとして、具体的に挙げられるものがないため、「維持・保全」と表記しています。もし、市が取組みそうなものがあれば、教えていただきたいと考えております。
- （委員） コンクリートで固めると人工的な水路になってしまい、良くありません。どのような環境改善を行っていくかについては、予算を含めて、計画に落とし込んでいく必要があります。ただ「維持・保全」では今のままという表現になるので、市民の要望に応じておらず、切り捨てたという印象を受けてしまいます。
- （都市計画課長） 他の部署も関わっているため、この場で決定することはできませんが、今回の計画は出来るだけ実現性を高めたいと思っています。
- （委員） 検討の場で実現性を考えると、予算の問題などで切り捨て気味になってしまいます。それは議会手続きの際に行うべきであり、懇談会では理想を追求するべきではないのでしょうか。

- （座長） 資料5 p.4 「C：施策の方針/施策及び取組み（見直し案）」で「10 奈良橋川における環境整備」、「11 前川の維持・保全」と川ごとに施策を挙げているので、積極的に目標を掲げるべきではないでしょうか。
- （都市計画課長） 検討いたします。
- （委員） 資料5 p.4 「C：施策の方針/施策及び取組み（見直し案）」で「11 前川の維持・保全」、「13 野火止用水の保全」とありますが、「維持・保全」と「保全」の違いは何でしょうか。疑問点がでないように統一すべきだと思います。
- （委員） 資料5 p.5 「C：施策の方針/施策及び取組み（見直し案）」に「22 空き地等の活用による公園的空間の創出」とありますが、「公園的空間」とは何でしょうか。
- （コンサル） 民有地でも一般の方が使える公園のような場所のことを示していますが、市民にも理解できるような表現にいたします。
- （委員） 「22 民有地の活用」といった分かりやすい文言の方が良いと思います。
- （委員） 資料5 p.8 「A：施策の方針/施策及び取組み（現行計画）」に「89 ア新築・改装時等の緑化指導」とありますが、緑化指導とはどのような指導でしょうか。
- （環境課長） 建物を建てる際に不動産会社が市に対して申請を行いますが、その際に緑化の基準に基づいた指導を行っております。
- （委員） 不動産会社に指導を行うのでしょうか。
- （環境課長） はい。業者が基準に基づいた植栽を行うことになっています。
- （委員） 家を購入した後に木を抜いて、砂利を敷き詰めているケースをよく見ますが、購入者は植えてある木を抜いても良いのでしょうか。購入者への緑化指導はされていないのでしょうか。
- （環境課長） 購入後、ご自宅をどのように改造するかは規制することができません。
- （委員） 購入者に直接指導することはできないのでしょうか。
- （環境課長） 市報などを使って、「皆さんで緑化を進めていきましょう」といった一般的な指導をすることはできますが、ご自宅に訪問して指導を行うようなことは行っておりません。
- （委員） 努力義務でなく、義務化することはできないのでしょうか。

- （環境課長） 販売する時に緑化を推奨するように業者にお願いしていますが、個人に直接指導することは行っておりません。
- （委員） 鎌倉で景観に関する規制がありますが、東大和市でもそのような条例を作ることはできないのでしょうか。木を1本植えるだけでも町並みはだいぶ変わるのではないかと思います。
- （環境部長） 景観に関する条例は住民に理解してもらった上で制定するものであると考えています。植栽に関して、どこまで住民に協力・理解してもらえるか、また、植栽されている場所では枝が伸びているなどの維持・管理の問題も生ずるため、維持・管理などのルールも決めないと条例まで持って行くことは難しいです。
- （委員） 資料5 p.5 「A：施策の方針/施策及び取組み（現行計画）」にある「94 不要樹木のリサイクル」について、具体的に何を行うのでしょうか。
- （環境部長） 今までは枝木を剪定した際に生じた不要樹木のチップ化を市で実施していましたが、別の施設等の関係で実施する場所がなくなったため、現在は民間事業者に委託して、チップ化を行っています。また、全市民を対象に事業拡大していないため、今回の改定で廃止する運びとなりました。
- （委員） 不要樹木は必ず発生します。経年変化で見ると、不要樹木の量は増えているのですか。
- （環境部長） 一般家庭で出た不要樹木は、他のごみとまとめて可燃ごみとして収集していますので、量は把握できていません。
- （委員） 資料5 p.5 「A：施策の方針/施策及び取組み（現行計画）」にある「92 剪定枝の堆肥化・チップ化」、「94 不要樹木のリサイクル」は別々の施策だと思います。剪定枝の定義はどのようなか。また、不要樹木に関しても実現性を考慮して廃止にするのではなく、理想を考えるべきなのではないでしょうか。
- （環境部長） 剪定枝のほとんどは樹木でなく、枝木であると考えています。不要樹木はあまり発生しない上、対処の緊急性も低いと考えているため、廃止にしています。これからは狭山緑地などの管理をしていくことで、不要樹木をなくしていきたいと考えています。
- （委員） 資料5 p.5 「A：施策の方針/施策及び取組み(現行計画)」にある「94 不要樹木のリサイクル」は基本方針3の「3 緑のリサイクル」に組み込まれています。「緑のリサイクル」と聞くと、萌芽更新が頭に浮かびます。萌芽更新の際に発生する枝木が不要樹木なのではないでしょうか。萌芽更新は定期的に行うので、不要樹木も定期的が発生します。ゆえに廃止にせず、計画に組み込み処理すべきではないでしょうか。

- （環境部長） 「94 不要樹木のリサイクル」は「建物の新築・改築に伴い不要となる植木等について、伐採処分することなく、必要な第三者が活用していくことができるような不要樹木のリサイクルシステム」のことでした。訂正いたします。
- （委員） 「基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり、いかす」の中に含まれているので不要樹木の意味を間違えて捉えてしまうのではないのでしょうか。
- （都市建設部長） 建物の建て替え時に不要となった庭木を他の人に譲るという意味での「不要樹木のリサイクル」となります。現行計画では施策に組み込んでいましたが、現状では難しいため、廃止にさせてもらいたいと思っています。
- （委員） 「基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり、いかす」の施策で良いのでしょうか。住宅地の庭の緑と読み取ることはできませんでした。現行計画の本文を読んでいなかったのかもしれませんが、本文を全て読まないで解釈できないような表現は良くないと思います。
- （都市建設部長） 改定した計画では不要樹木に関する取組みは出てきません。
- （委員） 私が活動している七森プレーパークでは、火を使った活動を行っていて、材木屋で入手した木材や拾った枝でたき火をしています。また、東大和未来大学の一環でたき火場も同じ七森プレーパークで月1回たき火をしているため、燃料が必要となります。雑木林の会の活動で伐採した木をいただくことは出来ないのでしょうか。地域別懇談会では、雑木林の会の参加者は高齢化しているとの意見も出ていたので、七森プレーパークの参加者には子ども達も多く、雑木林のことを知りながら、薪を提供していただくような繋がりを作れば、雑木林の会と若い世代の交流が増えるのではないのでしょうか。
- （委員） 雑木林の会は定期的に萌芽更新を行っているので、毎年、枝木は発生します。伐採した枝は、炭焼きや薪、柵、チップ化などに余すことなく利用しています。声を掛けていただければ、薪は差し上げます。市民の方でも欲しい方がいらっしゃれば、少しですが、差し上げています。
- （委員） 東大和市特色のある懇談会に参加させていただいています。昨年度は活動がありましたが、今年度の活動はどのようになっていますか。
- （環境部長） 今年度は開始が遅れておりますが、今年度も活動する予定です。またご連絡を差し上げます。
- （座長） 資料5 p.6 「C：施策の方針/施策及び取組み（見直し案）」にある「30 都市基幹公園の維持・更新」について、「維持・更新」というのは、「管理」のことだと思いますが、「整備」が「管理」に変わって良いのでしょうか。整備は十分に果たされたのか改めて確認させてください。また、公園を生かすということや、公園サービスを高めることについてはどのように考えているのか教えてください。

- （環境部長） 資料5 p.6 「C：施策の方針/施策及び取組み（見直し案）」にある「33 特色のある公園づくりの推進」で既存の公園を活かす活動を行っています。特色のある公園から外れてしまうものについては、「維持・管理」を行っていくことが正直なところですので、そのような表現にしています。
- （座長） 公園の活用やサービス向上も重要と考えていますが、そうした視点が薄いのではないのでしょうか。
- （環境部長） 資料5 p.8 「C：施策の方針/施策及び取組み（見直し案）」に「52 民間活力による公園の計画・整備・整理」とありますが、既存公園をどう生かすかを考える前に課題が整理しきれていないため、消極的な表記になってしまっています。
- （委員） 案を作る時点で消極的ではいけないと思います。
- （環境部長） 踏み込んで考えるのであれば、100 近くある公園が本当に必要であるか再確認することが必要となります。地域別懇談会でも公園の管理が行き届いておらず、草が生い茂っているというご意見をいただきました。人がいない公園や面積が小さい公園は人通りが少ないため、草が多い茂りやすい環境にあります。人口一人当たりの公園面積を増やしたいと考えていますが、その反面、あまり使われていない公園が本当に必要なのかの検討も必要となります。全ての公園に対して資金を使うことは効果的なのか、課題整理をするような取組みを計画に組み込むべきではないかと考えています。
- （委員） 市民と行政で人口一人当たりどれくらいの公園面積が必要で、どこに配置するかを話し合うべきではないのでしょうか。管理の問題と言いますが、公園を必要とする市民や緑の恵みを評価する市民がいれば、無償でも協働してくれると思います。
- （委員） 前年度の特色ある公園づくりで、市が地域別の年齢人口に関する詳細なデータを作成してくれています。協働という意味では「公園について考える会」というものを市民レベルで出来れば良いと思いました。
- （委員） 資料5 p.6 「B：廃止・統合理由や市民ニーズ等」に市民の意見として、「雑木林でオオムラサキを育てる活動も始まりこれから期待できる」とありますが、今年は雑木林でたくさんのオオムラサキが見ることができました。オオムラサキをたくさんの方に見て欲しい反面、乱獲される可能性もあるため、複雑な気持ちではあります。市で採集に対する規制は出来るのでしょうか。
- （事務局） 条例を作れば規制は出来ます。
- （委員） オオムラサキの数はもっと増やしたいと考え、活動しています。市民と行政の理解があれば、オオムラサキの管理もできるのではないのでしょうか。市民と行政が協働すれば、長丁場にはなりますが、計画の実現性の難しさを解消することができるのではないのでしょうか。



- （座長） オオムラサキが生息できるような環境づくりが大切ということです。
  
- （委員） 生息できる環境には、ただ木が生えていればいいわけではなく、幼虫が生息しやすい根元でなければいけません。オオムラサキが生息しやすい環境が分かってきて、それが段々と市民に広がり、すると市民の意識が変わっていきます。
  
- （委員） 資料5 p.7 「A：施策の方針/施策及び取組み（現行計画）」にある「84〈1〉住宅地の緑化」と「85〈2〉工場等の緑化」は「B：廃止・統合理由や市民ニーズ等」で「民有地の緑化については、協働の取組みが主体となり、市では緑化の「推奨」となるため、基本方針4に移行する」と記載しているのにも関わらず、「C：施策の方針/施策及び取組み（見直し案）」では、「② 民有地の緑化」と表記されているのは何故ですか。
  
- （都市計画課長） ご指摘を踏まえ、基本方針4に移行するか検討いたします。
  
- （委員） 資料5 p.7 「C：施策の方針/施策及び取組み（見直し案）」に「〈2〉民有地の緑化促進」、「〈1〉緑化推進重点地区の緑化等の推進」とありますが、「促進」と「推進」は何が違うのでしょうか。また、資料5 p.7 「C：施策の方針/施策及び取組み（見直し案）」に「〈1〉保存生垣の指定制度の充実」とありますが、補助金もないのに何が「充実」なのでしょう。
  
- （環境課長） 市の財政状況を考えると補助金が出せる状況ではありません。保存樹木に指定した民家には市のHPなどで紹介させていただいています。また、保存生垣に関しては、市報などで紹介させていただいています。これを「保存生垣の指定制度の充実」と表現するのは語弊がありますので、表記についてはもう一度検討いたします。
  
- （委員） 「保存生垣の指定制度の推奨」と表記すれば良いと思います。
  
- （委員） 資料5 p.4 「B：廃止・統合理由や市民ニーズ等」に「①狭山丘陵の大半が都有地、都の都市計画緑地に指定され、都による保全や活用に関する方針が示されていることなどから廃止する」とありますが、都との話し合いがあったのでしょうか。
  
- （都市計画課長） 都との話し合いは行っていません。
  
- （コンサル） 狭山丘陵は都市計画緑地と都立自然公園に指定されており、都立自然公園については保全と活用の方針が示されています。また、国から近郊保全区域にも指定され、方針も示されているため、今回の改定では廃止にしています。
  
- （委員） 資料5 p.8 「B：廃止・統合理由や市民ニーズ等」に「②「都市緑地法」の改正により、民間企業との連携が推奨されているため、新規の取組みとする」とありますが、法改正前と改正後で何が変わったのでしょうか。

- （コンサル） 都市緑地法と合わせて都市公園法も改正されています。都市公園法では、法改正前から民間の企業が公園内に施設を設置することができましたが、法改正により、公園内に施設を設置した民間企業の収益で公園の整備を行う「公募設置管理制度（Park-PFI）」ができましたので、活用するために施策として取り入れています。
- （委員） 実際に運用はされているのでしょうか。
- （コンサル） 去年、改正された法律となりますので、検討している自治体はありますが、実施済みの自治体はまだありません。
- （委員） 東大和市では検討されているのでしょうか。
- （環境課長） まだ検討には至ってないので、これからの研究課題となります。
- （都市建設部長） 先程の説明は都市緑地法ではなく、都市公園法の説明ではないのでしょうか。
- （コンサル） 都市公園法の改正に修正いたします。
- （委員） 前回の改定懇談会で、目標の指標は都市計画決定されている面積ではなく、供用面積にするとご説明いただきましたが、資料5 p.6「⑩住区基幹公園の誘致距離標準の数値表示を廃止しており、市で新たに用地を確保して住区基幹公園を整備していくことは難しく、多様な緑地保全制度の組み合わせによる緑の空間の適正な配置が求められるため、見直し・統合する」とあります。計画量ではなく、供用量を指標とするのは、厳しいのではないのでしょうか。
- （都市計画課長） 目標については次回の改定懇談会で議題に挙げようと思っております。
- （委員） 慎重に検討しないといけないと思います。
- （委員） 都においても、一定規模以上の開発に関しては緑化を義務付けてはいますが、管理は民間任せになってしまっています。
- （委員） 審議の時間が2時間では短いため、改定懇談会の時間についても考えていただきたいと思います。
- （座長） それでは事務局の方から（4）「その他について」、ご説明をお願いします。

《説明：今後のスケジュール》

- （座長） この改定懇談会は時間が限られていますので、今回は非常に細かな施策の内容もありましたので、委員の皆さまも十分に見切れていないかと思えます。気付いた点等がありましたら、ご意見してもよろしいでしょうか。

- (事務局) 随時でも構いませんし、また後日郵送した資料をお読みになってからでも構いません。
- (座長) 引き続き、個別にお気付きの点がありましたら、都市計画課の方にご連絡いただければ、懇談会で発言した意見同様に扱ってまいります。
- (委員) 今回の資料についての意見の締め切りはいつまででしょうか。
- (事務局) いただいた意見を次回の改定懇談会に反映させるようにしたいと思っております。締め切りについては、またご連絡差し上げます。
- (座長) 以上をもちまして、第3回改定懇談会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上